

改定安保条約の締結と『世界』

—続・日米同盟をめぐる論説の検証—

水野 均

1 問題の所在

岩波書店の発行する総合雑誌『世界』が、日米両国間の安全保障同盟関係（日米同盟）にどのような姿勢で臨んでいたか。この疑問に対応するため、筆者は既に、1951年における旧安保条約の締結前後に、同誌が掲載した論稿を基に分析・検討を試みた。そしてその結果、『世界』は、締結された旧安保条約の内容に問題を感じつつも、それに対する有効な代案を提示するに至らず、結果として、日米同盟の基盤が形成されるのを阻止できなかった、との結論に達している。

しかし、『世界』の抱いた問題点は、日米同盟が今日に至るまでの間に、解決する契機がなかったのであろうか。もしそれがあり得たとするならば、『世界』は、その契機にどのように対処してきたのであろうか。

こうした点を解明するため、この稿では、1960年における改定安保条約の締結前後に、『世界』の発表した論稿を基に考察してみたい。

2 日米首脳会談と旧安保条約改定問題

1957年6月、岸信介・首相は米国を訪れて、アイゼンハワー米国大統領との首脳会談に臨んだ。その席上で岸は、「現行の（旧）安保条約を締結した当時は、米軍が非武装状態の日本を防衛する際の全責任を負っていたが、今の日本は自衛隊を保有し、自国の防衛責任を米軍と分担している」と指摘した上で、「現行の安保条約の下で、日本に駐留する米軍の使用は米国の一方的な決定に委ねられているが、我々はこれを日本側と協議することにしたい」、「現行の安保条約には期限が設けられていないが、これも期限を設けたい」と発言した⁽¹⁾。

既に1955年の10月、東京都下の米軍立川基地での滑走路拡大をめぐり、これに反対する砂川町民が警官隊と衝突して重軽傷者が多数に及び（砂川事件）、1957年2月には、群馬県相馬が原の米軍演習場で、米兵ジラードが敷地内の薬莖拾いに従事していた日本人主婦を射殺する（ジラード事件）などの事態が続き、日本の国内世論には、駐留米軍や米軍基地に対する反感が高まっていた。岸はこうした状況を背景にして、旧安保条約における、日本の米国に対する不公平な内容の改定を目指していた。

これに対してアイゼンハワーは、「米国は西太平洋における日本の重要性を認識してお

(1) 日米首脳会談の経緯は、外岡秀俊他『日米同盟半世紀—安保と密約』朝日新聞社、2001年、179-190頁。

り、米国の基本政策は、日本との友好を維持発展させることにあり」と、岸の発言に理解を示し、その後、両首脳は、「日米両国の関係は、両国に有益な主権の平等、相互の利益及び協力という確固たる基礎に立脚するものである」とする共同声明を発表した⁽²⁾。この共同声明に、上原専禄（一橋大学教授、歴史学者）は、『世界』1957年10月号に寄せた「『日米新時代』は実現するか」と題する論稿で、この声明における「協力」の「実質は、アメリカの政策意思と戦略思想に、われから進んで日本が巻き込まれていくこと以外の何物でもない、というべきではないのか」との懸念を表明した（13頁。以下、引用後のカッコ内頁番号は、断りなき限り『世界』の頁を示す）。また、同声明は続けて、「大統領及び総理大臣は、1951年の（旧）日米安保条約が本質的に暫定的なものとして作成されたものであり、そのままの形で永久に存続することを意図したものではないという了解を確認した。」と述べるなど、旧安保条約の改定に含みを持たせるような内容となっていた。

この首脳会談に先立つ1957年3月、外務省は旧安保条約の改定案を作成していた。この案は、第4条で、「各締約国は、日本国に対する外部からの武力攻撃を自国の平和及び安全を危うくするものと認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するよう行動する」と、旧安保条約には盛り込まれていなかった「米国の対日防衛義務」及び「日本の自国防衛」を規定していた。その一方で、第1条では、米軍の日本に駐留する目的を「日本に対する武力攻撃の阻止」に限定し、旧安保条約第1条に規定されていた「極東における国際の平和と安全の維持」、「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起こされた日本国における内乱及び騒擾の鎮圧」（内乱条項）が削除されていた。さらに、第2条において、米軍が対日防衛以外の目的で日本国内の「施設及び区域」を使用する際には、「日本国政府の事前の同意」を要するとして、旧安保条約と比較して米軍の行動を制約する内容となっていた。さらに外務省は、これを提案した理由として、「軍隊を（日本に）配備する権利が一方的に米国に与えられているのであるから、（日本に対する）防衛の義務が一方的になるのは当然のことで」あり、「防衛さるべき区域を日本以外にまで広げることによって、（安保条約を）無理に『双務的』にする理由はない。」、「自国の防衛に協力してくれることを、はっきりと約束しない外国軍隊の駐屯を認めるがごときは、主権国のよくなしうるところではない。」等の点を挙げた上で、「いわゆる相互防衛方式をとろうとする」のではなく、「日本についてだけ共同防衛方式をとろうとするものである。」と記していた⁽³⁾。

この改定案が、日米首脳会談の場に提出されたという記録は残っていない。しかし、米国のマッカーサー駐日大使は、翌1958年2月18日付でダレス米国務長官に宛てた書簡で、「もし我々が日本をパートナーとして持ち、我々にとって非常に重要な日本の軍事、兵站基地のいくつかを使い続けることができるならば、かなり限定された範囲を除いて、日本が来援にコミットすることは不可欠ではない」と記していた⁽⁴⁾。これは、「改定された後の安保条約における、米国の対日防衛義務に対する日本の貢献は、対米防衛義務でなく基地提供義務で足り、それによって日米両国の公平な関係は実現し得る」という見解の表明に他ならなかった。

(2) 日米共同声明の全文は、細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、397-400頁。

(3) 外務省開示文書、『朝日新聞』2005年2月25日。

(4) Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, p.8.

3 安保条約改定交渉の始まり

1958年10月4日、旧安保条約を改定するための日米両国政府間の交渉が東京で開始された。その席上、米国側が提出した安保条約の改定案は、「(条約の)締約国(日米両国を指す)はこの条約の履行に際し、またはいずれかの国が太平洋地域において領土、政治的独立または安全に対する脅威が生じたと考える時はいつでも協議するものとする。」(第4条)、「各締約国は、それぞれの施政の下にある太平洋の領域あるいは地域に対する武力攻撃が、自国の平和と安全を危うくするものであると認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」(第5条)として、条約の適用範囲が日本の領域外に及ぶものとなっていた⁽⁵⁾。これは、「自衛隊が海外出動以外の方法によって太平洋地域の防衛に寄与するのは、日本の憲法の範囲内で可能である」とする、マッカーサー大使ら米国側の論理を反映したものであった⁽⁶⁾。

この改定案が新聞等によって日本の国内に報じられると、野党の社会党は同月11日、「日米安保条約改定について」という声明を發表し、「(安保条約の)改定によって日本の軍事的義務は増大し、米軍と自衛隊の共同の軍事行動、自衛隊の海外派遣など日本が戦争に巻き込まれる危険は増大する」と、改定案を批判した。その上で、日本にとって「真の安全保障の道」は、「安保条約改定に反対し、条約そのものの解消、米ソ中日を含むアジアの平和保障体制の確立に向かって外交を進めることにある」として、「非武装中立」の延長上にある安全保障政策を実現する必要性を提唱した⁽⁷⁾。また、与党の自民党内でも、芦田均(元首相)が同時期、安保改定交渉の日本側代表となっていた藤山愛一郎・外務大臣に、「安保条約の改定によって沖縄や小笠原を日米両国の共同防衛地域としても、自衛隊に日本の領域外に出動する能力はない。」と、安保条約の改定により日本の防衛義務が増大することへの懸念を述べていた⁽⁸⁾。

こうした状況を受けて、マッカーサーは同年11月3日、ダレス宛の電報で、「条約改定案の第5条を修正し、条約の包含する地域を日本本土と沖縄・小笠原諸島に限定すべき」ことを主張した⁽⁹⁾。米国側では軍部がこれに反対を唱えたものの、結局マッカーサーの提案に同意した。

さらに翌1959年2月、藤山外相は自らの作成した安保条約の改定案(藤山試案)を、政府・与党首脳会議で説明した⁽¹⁰⁾。同試案は、「条約の適用地域を日本政府の施政権が及ぶ範囲(在日米軍を含む)に限り、沖縄・小笠原を含めない」、「米軍の日本防衛義務を明確化する代わりに、日本は在日米軍への武力攻撃に際して、米国と共同で防衛する義務を負う」、「在日米軍の使用・配備・装備等は日米両国間の協議事項とし、特に在日米軍の海外

(5) 外務省開示文書、『朝日新聞』2002年7月8日。

(6) 東郷文彦(当時、外務省アメリカ局安全保障課長として安保条約の改定作業に携わった)の証言。原彬久『戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学—』中央公論社、1988年、188頁。

(7) 日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党40年史』社会党中央本部、1985年、363-364頁。

(8) 芦田均／進藤榮一代表編集『芦田均日記・第7巻』岩波書店、1986年、178-179頁。1958年11月3日。

(9) JCS 2180/127, 18 November, 1958.

(10) 前掲書『戦後日本と国際政治』、241-242頁。

使用は事前に協議する」という内容を盛り込んでいたものの、芦田の懸念した「自衛隊の海外出動」に触れてはいなかった。

4 『世界』の「条件付き安保改定容認論」

こうした動きの中で、蠟山政道（国際政治学者、評論家）は、『世界』1959年1月号に、「国際情勢の自主的把握を」と題する論文を寄せた。その中で彼は、日米両国間で進む安保条約の改定交渉について、「その重要な問題点となっている日米の共同防衛という観念にしても、また両者の関連という論点にしても、日米関係と極東または太平洋における日本の地位についての国民的確信が不安定であり、また動揺しては、条約の技術的な解釈適用において一定の明確さを期しえても、政治心理的に国民を納得せしめず、「問題は日米関係の本質について（日米）両国民の相互信頼というものが欠けている点にあるように思われる。」と述べた。その上で、「安保改定のためには、どうしてもある基本点において、（日本が）米国の極東政策と一致しなければならぬ」が、「こういう点に日本政府は一向に考慮」していない、と指摘し、「安保条約改定の基本的前提として、日米友好関係の確立が必要」であり、「安保条約改定を通じて日本の安全保障問題が解決されるためには、その前提として、日米関係そのものを真実の姿において見出さなければならない。」と主張した（50～52頁）。ここには、旧安保条約の改定に対する慎重な見解が表明されているものの、同条約に基づく日米両国の関係自体を否定する見解は表明されていない。

さらに、『世界』の1959年4月号は、「日本の中立—その現実性と可能性」と題する座談会を掲載した。その席上、入江啓四郎（愛知大学教授、国際法学者）は、旧安保条約の改定交渉に触れて、「われわれの希望するような改定点を一つも置いていない。」と述べた。そして、その理由として、①安全保障条約の当事国が、「（条約の当事国に対する）武力攻撃の脅威がある場合」や「武力攻撃以外の方法で一国の政治的安全が危ぶまれる場合」等に軍隊を出動させる際には事前に協議する、と定めた条約は存在するが、「現実には武力攻撃があった場合」の事前協議を規定した条約は存在しない、②事前協議は、日米両国が侵略された場合にとどまらず、「（日米両国が）太平洋全体の国際平和安全のために、侵略排除の行動をとる」場合にも行うとされているが、これを「（日本）国民に言葉の上で説明するような具合に果してやれるかどうかという疑問」がある、という点を挙げた。

また、猪木正道（京都大学教授、政治学者）は、「（安保条約）改正の問題点として、今直ちに（米軍との）基地協定までやめてしまうということは、アメリカもおそらく承知しないから、問題にならない。」としながらも、「デンマークやノルウェーのように基地は（米軍に）貸与するが、しかし（米軍が）常駐しないという」方式に改めた場合には、「（事前）協議も実質的になりうる。」ゆえに、「そういう点に力を注ぎ、世論をよびおこすべき」である、と主張した（114～115頁）。

こうした意見からは、日本が米ソ両陣営のどちらにも属さない「中立」よりも、米国との同盟関係を前提とした上で、米国への過度な従属を避けた形の「同盟」を維持することにより、日本の安全を実現しようとする思惑が浮かび上がっていた。

また、中野好夫（英文学者）は、『世界』の同じ号に、「ある奇妙な外交交渉」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「一方において（安保条約の）解消論を力強く持続的に盛り

上げていくことと、当面の（安保条約の）改定に対する態度決定との間には、当然関連はありえながら、しかしまたおのずから別の面もあるはず」であり、「それが（安保条約の）改悪への方向ならば、もちろん断乎として反対しなければならないが、かりに一步でも解放の方向へ近づくものであれば、必ずしも単純な改定阻止だけが最善の途だとは思えない。」とした。その上で、「昨年十月末第一ラウンドにおける相互防衛構想（前出した改定案）ならば、これはもちろん絶対に阻止しなければならないが、もしかりに（もしである、傍点は原文、以下断りなき限り同じ）現在見られる如き後退手直し線（藤山試案を指す）で純粹に（というのは、ほかに秘密了解など一切ないという意味）まとめられるとすれば、果してヤミクモ反対が当を得たものであろうか。」「条約期限のないよりはある方がよい。」「内乱条項に至っては、……もちろん一日も早く除くべきだ。」と主張していた。ここには、日本側の立場が改善されるのならば、旧安保条約の改定を前向きに捉える、という姿勢が浮かび上がっていた（38～39頁）。

5 「安保改定批判論」の限界

さらに、同じ号には、田畑茂二郎（京都大学教授、国際法学者）が、「藤山構想を批判する」と題する一文を寄せた。そこでは、旧安保条約の問題点として、①「日本国内の内乱・騒擾」や「極東の平和維持」の目的で米軍が出動すること、②米軍が、「日本国内のどこでも、必要とあれば基地として要求することができる」こと、③「条約にまったく期限が付されていないこと」の三点を指摘した。その上で、「新聞で伝えられる改定の構想（藤山試案）」には、「肯定せられるべき面も少なくない」として、「内乱条項や第三国の駐兵禁止条項（旧安保条約第2条）を削除したり、在日米軍の使用・配備・装備を日米両国間の協議事項としたり、在日米軍を日本国外で使用するには事前に日本と協議させる、といった規定を新しく設けるといふ点」等は、「現在の事態を幾分かでも改善するものとして認めて」よく、「核兵器の（日本への）持ち込みを阻止する上からみて必要である。」とした。さらに、「（日米両国が）協議するといっても、実際に、（米軍の）出動を拒否することは困難である」が、「事前協議の約束があれば、万一それを無視して米軍が出動した場合には、米国に対し、抗議を申し込む手がかりになるし、かりに日本政府が無責任な同意を与えれば、政府を非難する世論結果のよりどころとなりうる」とした。

しかし、その上で田畑は、「改定構想そのものを全体として認めるということになると、かなり問題がある」として、「全土基地方式の修正に全然触れていないこと」、「条約に期限をつけるにしても、十年というのは、あまりに長いこと」に加え、「（改定した安保条約に）米国の日本防衛義務を規定すれば、それと相関的に日本の米国に対する援助義務が規定されることになり、安保条約の相互防衛条約への切り換えになることは否定され得ない」と、強い懸念を表明した。

そして、「日本の安全を維持する上に好ましい方向」としては、「たとえ（改定された安保）条約の上で、（米国の）日本防衛の義務が規定されていなくとも、戦略上の必要があれば、また（日米間に）緊密な友好関係が持続されておれば、（日本に対する）外国の不当な攻撃に対して、米国が日本防衛のために出動することもまったく期待され得ないわけでは」なく、むしろ「安保条約が相互防衛条約に転化し、そのため、中ソ両国を刺戟し、

国際緊張を高める危険があることを、われわれとしては、一番警戒しなくてはならない。」とした。そして、そのために「日本にとってなによりも大切なことは、戦争のおきるおそれのないような国際環境を作る」ことであるとしたが、その具体的な内容を明らかにしてはいなかった（44～48頁）。

結局、田畑の論稿が示していたのは、「旧安保条約の改定が日本にとって必要である」という前提に立脚した上で、「日米共同防衛体制を作らず、米軍に日本の安全を委ねる」ことを基本的に容認する姿勢に他ならなかった。

6 『世界』の「安保改定尚早論」

一方、同じ『世界』の4月号には、学界や論壇等で活躍する著名人による「安保条約改定交渉に対する意見・批判・希望」が掲載された。

その中で、安倍能成（学習院院長、哲学者）は、「日本憲法は現に軍備の撤廃と戦争の否定を宣言して」おり、「この精神を放棄しない以上、日本の軍備はいくら譲歩しても、国内治安の維持（外国の暴動援助及び教唆の場合を含めて）の為の動作に止めるべきである。」とした。しかし、「ソ連が中立条約を破って平気で日本領を侵したり、中共が陰密に（日本への）内政干渉を試みたりする間は、アメリカの応援も必要」であるとした。さらに「日本が現在に於いて独立の軍備を設ける為には、どうしても核武装を欠くわけにゆかない。」が、「日本が核武装を持つことは、相手の、差し向きはソ連の核攻撃を招待することになるのは明らかである。」として、「日本は安全保障政策を当分そのままにして、核武装をせぬことを、岸首相の口にする如く、内外に宣明するようにすべきである。」と主張した（54頁）。

次に、松岡洋子（評論家）は、岸内閣の抱く構想によって旧安保条約が改定された場合、「日米間の軍事同盟の色彩を強めることになり」、「アジアにおける国際間の緊張を緩和するどころか、かえって増加する」、「日本にとってはますます maneuverability（巧妙な運用）の範囲をせばめることになり……日本の自立達成には遠のく結果」をもたらすとして、「日米安保条約を改定すべきでない」と論じた（54頁）。また、青野季吉（文芸評論家）も、安保条約の改定を「（日本における）自主性の回復といえばテイサイはいいが、実質的に新しい共同防衛体制を作ることで、日本が『自主的』にアメリカの反共軍事同盟に入り込むことになる」ものと指摘した上で、「日米安保条約は、日本の自主性を無視した不都合極まる条約だが、現在はそれを改正すべきではない」と、松岡と同じ趣旨の見解を述べた（59頁）。

さらに、有田八郎（元外務大臣）は、「日米安保条約を一言に要約すれば、『米国は兵力を提供しているが、日本はアメリカにとってなくてはならない基地を提供している』のであって、（条約における日米両国間の関係が）決して『片務』ではなく、「基地を提供するだけでは双務性の釣り合いはとれないと、アメリカ側では考えておるとのことだが、それは間違っ」ており、「したがって、『片務的な立場から対等の双務的な立場へ』を最大の理由とする岸内閣の安保条約改定方針は、間違っている」と指摘した。そして、その上で、「仮に（旧安保条約を）改定するとしても、今の国際情勢では現条約より、よくなる見込みは全くなく、むしろ悪くなる」ゆえに、「（旧安保条約を）改定して（内容が）良くなる

見通しがつく時期の来るまでは、(改定を)見送るのが当然だと思う。」と主張した(66頁)。

こうした意見は、いずれも旧安保条約に対して内容上不満を抱きながらも、改定せずに維持することを容認しており、安保条約の廃棄論とは一線を画していた。

他方、同じ1959年の3月28日、社会党は日米安保条約の改定に対抗するため、総評や日本共産党、全学連等と「安保改定阻止国民会議」を結成した。この会の名称については当初、共産党が「安保条約の廃棄」を標榜する立場から、「安保体制打破国民会議」にすべきだと主張していた。しかし、社会党は、「我が党は、中ソ友好同盟相互援助条約が解消される事などを見合いとして、日本の安全を確保することを考えているので、国民会議で共闘するための目標は、安保条約の改定を阻止する事に限りたい」として異議を唱えた。結局、この問題では、共産党が譲歩して決着したが、同会議の旗印を「安保条約の改定反対」としたことは、「旧安保条約の存続等による日米同盟の枠組みを必ずしも否定しない」方向へと容認する可能性を残す結果となった。

7 坂本義和の「日本中立論」

1959年、『世界』の8月号に、坂本義和(東京大学助教授、国際政治学者)は、「中立日本の防衛構想」と題する論文を発表した。これは当時の坂本が、「(日本が)非武装や非同盟を本当に実現したいと思うのならば、現実的な安全保障政策等を持つ必要がある」と考えていると伝え聞いた安江良介(当時、『世界』の編集部員)が、坂本に執筆を依頼したものであった⁽¹¹⁾。

その中で彼は、「もし米ソ戦争が始まってしまった場合に(日本が)ソ連の攻撃目標とならないためには、米軍基地の撤廃が必要で」あり、「仮に(米軍)基地がなくなった」場合、「平時に原水爆積載米空軍機が万一にも日本の領空に立入らないようにするために、また戦時にソ連によって敵国とみなされたりアメリカに便宜を供する潜在基地とみなされたりしないためには、日本は同盟国であってはならない」として、「ここに既に(日本には)『生存のための軍事的中立』という線が出てくる」と指摘した。

その上で、社会党の提唱する「米ソ中日を含む集団安全保障という、ロカルノ方式による日本の中立化」について、「このような条約上の保障になお一抹の不安を禁じ得ない人々は必ずしも少なくないであろう。」として、「この問いに対して、私は中立的な諸国の部隊から成る国連警察軍の日本駐留を提案したい」、「これは米ソ中日による中立保障方式と矛盾するものでなく、それを補完するものである。」と論を進めた。さらには、「現在約26万人に及んでいる日本の自衛隊を例えば当初の警察予備隊程度にまで大幅に縮小し、それを国連警察軍の補助部隊として国連軍司令官の指揮下に置く」と、具体的な内容に踏み込んでいた。

さらに坂本は、「日本の軍事的中立化によってアメリカは基地と軍事同盟とを失わなければならない」が、「日米軍事同盟の解消にしても、日本が軍事的に共産圏内に入らない保障があれば、日本の中立化が(米国にとって)さほど決定的なマイナスになるとは考えられず、「米国政府指導者が日本の中立化を妨害することなしに賢明な措置に出るのな

(11) 安江良介・大江健三郎(特別対談)「初心から逃れられずに来た」『世界』1995年1月号、34頁。

らば、中立日本は政治的にはアメリカの友好国としてとどまるであろう。」との主張を展開した(36~46頁)。

以上のような坂本の主張は、安保条約の代案として具体的な内容を示したものとも言えた。しかし、その核心となる「国連警察軍の日本駐留方式」を、「米ソ中日を含む集団安全保障」方式の補完と位置付けている点には、「米国の軍事力に日本の安全保障を委ねる」ことを根本的に否定し得ない論理上の限界を内包していると言わざるを得なかった。加えて、「日本の軍事的中立が実現した後の日米友好」の可能性に言及した部分には、日米関係を極めて重視する姿勢が明白に浮かび上がっていた。

8 安保条約論の多様化と限界

また、『世界』の同年9月号には、中野好夫(前出)が、「奇妙な外交交渉は続く」という一文を寄せた。そこで彼は、「筆者は今でもあらゆる(安保条約の)改定にことごとく反対だというのは」なく、「事実廃棄への一里塚としての改定なら、残念ながら賛成せざるを得ない」が、条約の適用地域等をめぐる日本政府側の対応に照らして、「残念ながら、はっきり改定阻止の線に踏み切らざるを得なくなった。」との自らの立場を表明した。そして、その後で、「安保改定の場合は、(改定の)阻止に成功したところで、……現行安保条約(旧安保条約)及び行政協定の廃案を意味しない。」と指摘し、「(安保条約)廃棄実現後の安全保障については、いろいろ構想も伝えられるが、それに反して阻止成功から廃棄実現までの具体的構想乃至プログラムについては、政党はもとより、実践的諸団体からさえ全くといっていいほど聞かぬ」との不満を表明していた(28~34頁)。

同じ年の10月、自民党は安保条約の改定を党議により決定した。一方、同年12月、最高裁は、砂川事件(前出)の上告審判決で、「我が国における防衛力の不足を補うに際しては、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等に必ずしも限定されていない」、「我が国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことが可能である」、「憲法第9条は、我が国がその平和と安全を維持するために、他国に安全保障を求めることを何ら禁じていない」と述べ、安保条約による日本の安全保障を事実上容認する見解を表明した⁽¹²⁾。

その前後、同年の『世界』12月号に、宮沢俊義(立教大学法学部長、憲法学者)は、「政治的英知をもて」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「(安保条約の)改定案の内容として伝えられる各論点についても、……今まで片務的であったものを双務的に改めるとか、アメリカ軍の行動について協議を必要とすることによって、これを制約するとか、日本の負う義務はあくまで日本の憲法の範囲内にとどめるとかという問題が、かりにその額面どおりに実行されるとしても、今すぐにその改定を断行するだけの必要性があるとは到底思われ」ないと述べた。そして、「現在安保体制によってアメリカ陣営の友軍たる態勢にある日本が、この際その体制を再確認し、それを恒常的な国の方針として少なくとも近い将来に向かって動きがとれないように確定してしまうことに、どれだけの理由があるか。」

(12) 戸松秀典・初宿正則『憲法判例・第4版』有斐閣、2002年、9頁。

という「問題」を指摘し、「(安保条約の改定を) 考え直すという態度に出るのが、政治的英知の命ずるところではないかと思う。」と主張した(31~32頁)。ここには、安保条約の存在自体を否定せず、同条約の改定に慎重な姿勢で臨むことへの要望が示されていた。

また同じ号では、平林たい子(作家)が、「今度の安保条約(改定案)では、例えば期限を十年に区切っていて長すぎるとは思うけれども、改定前の条約では無期限で」あり、「期限をつける方に反対して、無期限の方(旧安保条約)を支持するいわれが私には納得でき」ず、「今の政府案を土台として、より良い条件を獲得すべきだと考えている」との見解を寄せていた(91頁)。これは、条件付きで安保条約の改定を容認するというものであった。

さらに、『世界』の翌12月号に、青野季吉(前出)らの結成した「安保批判の会」は、「安保改定についての申し合わせ」を発表した。その中では、「日米安保条約の改定に当たって、我々の最も危惧するところは、その事実上の軍事同盟的性質の故に、中国を仮想敵とみなす結果に陥ることである。」と指摘した。そして、この問題点を克服するためには、国連憲章の第6章(紛争の平和的解決)、第7章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に対する行動)に基づき、かつ日本国憲法第9条の厳守によって、国連の保障を得るか、あるいは相互不可侵条約の締結など、あらゆる方法によって、(日本が)平和地帯たるための独自の条件を、日本国民の総意として作り上げることが望ましい。」と主張した(82~83頁)。

さらに改定安保条約の調印を間近に控えた時期、『世界』1960年2月号は、荒瀬豊(東京大学新聞研究所員、社会学者)ら学者・言論人ら24名による研究報告「ふたたび安保改定について」を掲載した。そこではまず、「(日米)安保体制が……(極東における米ソ間の)共存に対してマイナスに作用し、またその新たな固定化が、極東における緊張をただ持続させるのみである」ゆえに、「安保体制を解消するという方向において、まず(旧安保条約の)改定を阻止しなければ」ならず、「改定が阻止された場合には、……次に、技術的に駐留(米)軍の撤退に必要な時日を期限として、安保条約解消の交渉を行うべきであろう。」と主張した。続いて、安保条約に代わる日本の安全保障方式について、「我が国の憲法が、元来非武装中立の立場を貫いていることは、憲法の規定をすなおに読む者にとっては明らかで」あり、非武装中立に加えて、「日・米・中・ソそれにインド等を加えた中立保障条約、更には極東非核武装宣言が積み重ねられるならば、非武装中立の持つ僅かな不安度は一層減少される」、「これに加えて、新たに文民(シベリアン)から成る国連監視団の常駐という方式も考えられる。」と論じた(51~55頁)。

こうした意見では、日本が相互安全保障条約を新たに結ぶ相手国として米国を排除しておらず、また、日本の中立を保障する国に米国を含めていた。それは結果として、米国の軍事力に日本の安全を委ねる姿勢から脱しきれていないことを示していた。

そして1960年1月6日、岸内閣は閣議を開き、改定安保条約の調印を正式に決定した。

9 改定安保条約の締結と「安保再改定論」

1960年1月19日、米国の首都ワシントンで、改定安保条約が調印された。

同条約は前文で、「(日米)両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の

権利を有していることを確認し」た上で、「各締約国が日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め」、「共通の危険に対処するように行動する」(第5条)として、旧安保条約に盛り込まれなかった米国の対日防衛義務を規定した。また旧安保条約第1条の「内乱条項」は撤去され、条約の期限も10年とされ、その後は締約国が終了を望まない限り、10年の延長が可能であるとされた(第10条)。

その一方で、同条約には、集団的自衛権に基づく日本の対米防衛義務は規定されず、「日本国の安全」及び「極東における国際の平和及び安全に寄与するため」に、米軍が「日本国において施設及び区域を使用することができる。」(第6条)とされ、旧安保条約と同じ趣旨が条文化された。そして、この第6条の運用に際し、「日本に駐留する米軍の配置・装備における重大な変更、戦闘作戦行動(第5条の場合を除く)」については、「日米両国政府が事前に協議する」とした交換公文が取り交わされた。

また、条約の適用範囲とされなかった沖縄に対しては、日米両国間の合意議事録により、「沖縄諸島に対する武力攻撃又はその脅威が発生した場合、日米両国政府は直ちに協議し、(防衛を含む)必要な措置をとる」ものとされた。さらに、米軍が日本に駐留する際の条件を定めた行政協定は、「在日米軍の地位に関する日米協定」へと大枠が継承された。

調印された改定安保条約は、国会で批准されるための審議を受けることとなった。最初に提出された衆議院では、社会党をはじめとする野党が、条約の内容等に関して政府を問い質した。

例えば、同年2月、改定安保条約第6条における「極東」の範囲について、政府側の答弁は二転三転した後に、「大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域を指し、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる」と、「最終的な見解」を発表した⁽¹³⁾。しかし、既に前年の秋、日本政府は米国政府に、「極東の範囲に関する打ち合わせ」や「第6条自体の削除」を申し出ていたが、米国政府はこれらを拒否していた⁽¹⁴⁾。

また、同年4月、「日本に駐留する米軍への武力攻撃を、自衛隊が米軍と共に防衛するのは、日本が集団的自衛権を行使することとならないのか」との質問に、政府側は、「この場合、日本の領土が武力攻撃を受けるのであるから、日本が防衛するのは個別的自衛権を行使するのであって、集団的自衛権を行使することにはならない」と答弁した⁽¹⁵⁾。しかし、この点について、高辻正己(当時、内閣法制局次長として、改定安保条約の案文作りに関与した)は、後年、「この場合に日本は、安保条約第4条において共通の危険に対処して行動することを宣言すると規定している以上、集団的自衛権を行使することになるが、実際にやることは個別的自衛権の行使と同じことなので、集団的自衛権の行使とは言わないことで押し通した」と述べた⁽¹⁶⁾とおり、実態とは乖離したものと言わざるを得なかった。

こうした状況の中で、田尻愛義(外交評論家)は、『世界』1960年4月号に、「政府は速やかに再交渉せよ」と題する一文を寄せた。そこで彼はまず、「安保条約改定の狙いが日本の独立にふさわしくない条文を修正、削除することにあるのならば何も反対することは

(13) 第34回国会衆議院日米安保条約等特別委員会議録第4号(1960年2月26日)、9頁。

(14) 前掲書『戦後日本と国際政治』、311頁。

(15) 第34回国会衆議院日米安保条約等特別委員会議録第16号(1960年4月11日)、18頁。

(16) 中村明『戦後政治にゆれた憲法九条—内閣法制局の自信と強さ—』中央経済社、1996年、185頁。

ない。」が、「新条約（改定安保条約）を一読すれば明らかなおり、この期待にそう条項は見当たらない。」と述べた。そして、その「一例」として、「（改定安保条約）第6条で極東地域に駐日米軍が出動すれば、日本は否応なしに米軍の戦闘作戦と不可分な後方基地と」なり、「（自衛隊は）日本の領土を自衛する範囲をこえて、後方基地防衛の形で、日本以外の地域における戦争に参加することになる。」という点を指摘し、「結局新条約は日米関係の合理化を重視するにすぎ、防衛の名に隠れ、日米間の軍事同盟および極東の自由諸国間のNEATO（北東アジア条約機構）的な同盟機構を強化する条約である。」と論じた。

さらに、同条約の第3条における「（締約国が）武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」という一節を、「誤魔化しの制約を付しただけで……極東の平和安定のため、まずいことである。」「日本にも集団的自衛権はあるが自ら行使できないことは米国が百も承知のことで」あり、「米国の日本防衛義務と引き換えに日本の米国防衛義務を新たに強いることは、日本の信条に答える所以ではあるまい。」と指摘した。その上で、「改悪の点を再交渉で修正することは容易な技ではない。」が、「やらなければならない大事である。」「新条約がこのまま発効することは、日本の安全と極東の平和安定を害する」と、改定安保条約を再改定する必要性を強調した（16～18頁）。ここには、安保条約に基づく日本の安全保障政策自体を否定するような見解は示されていない。

10 『世界』の「国民投票論」と「請願論」

同じ『世界』の4月号には、辻清明（東京大学教授、行政学者）が、「むしろ国民投票法の制定を」と題する一文を寄せた。そこではまず、改定安保条約の批准をめぐる国会では、議員からの質問に対して「素人目にもあやふやな政府答弁がなされている」として、「安保改定について、この際改めて民意を問う機会を持つことは、議会政治の擁護という立場から見ても、当然すぎるくらいの要請といってよかろう。」と述べたものの、「総選挙という一般的な議員選挙の形をとる以上、そこでは、ひとり安保の問題だけでなく、それ以外の多元的な争点も、投票決定にあたって、有権者の判断に忍び込んでくることも、無理のないところである。」との懸念を表明した。

そして、その例として、『朝日（新聞）』紙上に載った（1960年）1月18日の『安保改定をどう見るか』という世論調査によれば、『改定によって戦争を心配する』という解答が38パーセントであって、『そうは思わないもの』27パーセントを遙かに抜いているが、4日後の（1月）23日に同じ紙上で発表された『岸内閣と政党の支持』に関する世論調査では、改定を支持している自民党を一番好んでいる解答が36パーセント、これに『自民色』12パーセントを加えれば48パーセントという比率」に及ぶと指摘した上で、「この数字に現れている両者の大きい開きは、選挙における政党や所属候補者の選択が、特定の争点だけで決まるものでないという一般的傾向を表示する一つの証左になっている」と論じた。

その上で、辻は、「かりに、今度の機会に（衆議院の）解散が断行されたとしても、ここで行われる選挙では、安保条約の是非は『争点の一つ』にはなっても、『唯一の争点』とはならないといっても、決して過言では」なく、「（衆議院の）総選挙によって、安保問

題に関する正確な民意の探究は得られない」として、「安保改定に対する民意」を汲むための方法として、「この問題に限って、国民投票に付すべきだという提案」を行った。そして、その理由としては、「(日本国) 憲法で国民投票を積極的に認めているのは、憲法改正法案についてだけである。」が、安保条約のように、「実質的に『違憲』の疑いがありながら、堂々と主権を有する日本の国土を闊歩できるような脱憲法的条約についてだけ、憲法改正と同じ方法を適用する法的措置をとっても、決して『違憲』とはいえない」と主張した(12~15頁)。

ここには、改定安保条約に対する具体的な代案が提示されていないばかりか、「安保条約の存在する」事の是非を、「国民投票」という有権者の判断に委ね、その結果次第では、「日米安保条約を憲法第9条に優先すべきである」とされる事態を招来しかねない措置が提示されていた。それは、さらに言えば、安保条約を「超憲法的なもの」と捉えること自体、憲法第9条の効力を損なう意味合いを含んでいた。

続いて、『世界』の同年5月号に、清水幾太郎(学習院大学教授、社会学者)は、「いまこそ国会へ—請願のすすめ—」と題する一文を寄稿し、「新安保条約がこのまま承認されてしまえば、少なくとも今後十年間、日本国民はこの事実上の軍事同盟によって金縛りにされてしまう」との警鐘を發した。その上で彼は、辻清明が「むしろ国民投票法の制定を」(前出論文)で提案した「新安保条約の賛否を求める国民投票」について、「先ず国会で国民投票法が制定されねばならないのであるから、将来はとにかく、急場の間には間に合わないであろう。」として、「全国民的規模における請願が本当に実行されるならば、新安保条約の批准を食い止めることができると思う。」と提案した。そして、「もちろん、請願を行っても、議会はこれに答える義務を持ってはいない。」が、「北は北海道から、南は九州から、手に一枚の請願書を携えた日本人の群れが東京へ集まって、国会議事堂を幾重にも取り巻いたら、また、その行列が尽きることを知らなかったら、そこに、何物にも抗し得ない政治的実力が生まれ、それが「新安保条約の批准を阻止し、日本の議会政治を正道に立ち戻らせるであろう。」と論じていた(18~28頁)。

しかし、仮に改定安保条約が国会で批准されなかったとしても、旧安保条約自体が効力を失うわけではなかった。この点をどう克服するのか、すなわち、旧安保条約に基づく日米同盟の継続をどのように阻止するかについて、清水は何も提案していなかった。加えて、請願の内容についても、「すべての請願者が新安保条約絶対反対の線にキチンと整列する必要は」なく、「(改定安保条約の批准を)暫く見合わせてくれ、でもよいし、アメリカ上院の討議を待ってからにしてくれ、でもよいし、(同条約の内容を)慎重に審議してくれ、でもよい」とする一節(21頁)は、「請願によっても改定安保条約が遅れて批准されるだけではないのか」との疑問を抱かせるものであった。

11 安保反対運動と『世界』

一方、国会での改定安保条約の審議は、政府と野党側の間で批准をめぐる調整がかなわず、停滞した状況に陥った。このような中で、1960年5月19日、与党の自民党は衆議院で改定安保条約の単独採決に踏み切った。これを契機として国会の内外では、野党やデモ隊等による激しい安保反対運動が開始された。衆議院の可決した改定安保条約は参議院に送

付されたものの、野党の反発により国会は空転し、同条約が参議院で審議入りする見通しは立たなかった。

この運動の中で、坂本義和（前出）は、同年の『世界』5月号に寄せた「国会の常識と国民の常識」という一文で、「われわれ国民の立場から見ると、この安保改定は、最も控え目に言って、全く無意味な行為に外ならない」（104頁）と批判した。また、奥野健男（文芸評論家）は、同じ号における「日米新安保条約批准について」というアンケートに、「根強い反対運動を持続する以外、（改定安保条約批准）阻止の方法はないように思う」との回答を寄せた（111頁）。しかし、これらはいずれも、「衆議院の総選挙では、安保条約以外の争点も有権者の判断を動かす要素となり得る」と辻清明が論文（前出）で指摘した問題点を克服する術について、十分な論求がなされてはいなかった。

しかし結局、翌6月19日、改定安保条約は参議院での審議を経ないまま、憲法の規定に従って自然成立した。同月23日、東京・港区の外相公邸で改定安保条約の批准書交換式が行われ、その同時刻、岸首相は、「安保条約の改定をめぐって日本の国内に政治的・社会的混乱を引き起こしたことの責任を取る」と辞意を表明した。その同じ日の夜、NHKテレビの特別番組で、同局解説委員の小川和夫、坂田二郎は共に、「安保条約は危険ではあるが（日本に）必要だ」と力説した。この発言を荒瀬豊（前出）は、同年の『世界』8月号に寄せた「果して言論は自由であるか」において、「（報道）事業の責任者たちは、いち早く強権と手を握った。」と批判した（203～216頁）。しかし、この論稿では、一ヶ月間に及んだ安保反対運動の様相を論評することに終始し、改定安保条約の批准自体を何ら論じてはなかった。また、同じ号に掲載された「現代の政治状況－何を為すべきか」と題する共同討議では、坂本義和が、「（安保条約の解消によって）日本が中立化してもなお重大な侵略の脅威にさらされるのであれば、その時は日本は自主的に中立を放棄して当然だと思う。」と発言していた（247頁）が、そこには、中立を放棄した日本が、安全保障の拠り所を米国に求めるのを否定する趣旨は含まれていなかった。

同じ年の11月、岸信介の後を継いだ池田勇人・首相の下で、衆議院の解散・総選挙が行われた。その選挙戦では、辻清明が指摘していたとおり、改定安保条約と並んで、池田内閣の打ち出した所得倍增計画の是非が争点となった。そして選挙の結果、「我が国の安全を保障し、平和を確保するため、日米安全保障体制を堅持し、無防備中立主義を排する」との政策方針を掲げた与党の自民党が、解散前と同様に過半数を上回る議席を獲得した。こうして、自民党政権の継続と共に、改定された日米安保条約も当然続くこととなった。

12 ベトナム戦争と『世界』

改定安保条約が成立した後、自民党の政権が池田勇人から佐藤栄作へと引き継がれる中で、米国は、ベトナムでの軍事介入（ベトナム戦争）を拡大させていった。そして1965年2月以降、米軍は北ベトナムへの爆撃の開始を契機として、日本国内の基地からベトナムに出動する頻度を次第に増しつつあった。

こうした事態に対して、日本の国内では、「ベトナムは日米安保条約の適用地域とされる『極東』の範囲から逸脱しているのではないか」等の疑問が世論や野党から提起された。これに対して、日本政府側は、「極東の範囲外で発生した武力紛争が極東内部の平和に脅

威を与える場合、米軍は日本国内の基地から出動し得る」との見解を公表した。さらに、米海軍極東管区軍事海上輸送司令部が九州海運局佐世保支局に、「上陸用舟艇の乗員を350名幹旋してほしい」と申し入れたのに対し、日本政府は「一種の職業幹旋として処理する」という方針を表明するなど、米軍への便宜供与を深めていった。

このような中、『世界』は同年、4月臨時増刊号でベトナム戦争に関する特集を組んだ。そこではまず、福田歓一（東京大学教授、政治学者）が「ヴェトナム危機と日本の立場」で、「我が国がとり得る第一の方策は、安保条約の拡大解釈をやめて、……（米国が）これ以上の戦争拡大によって、中国あるいは北朝鮮との武力衝突を引き起こした場合には、米軍の作戦行動のため在日基地の使用を認めないことを、ただちに米国に通告し、これを内外に明らかにすることである。」と主張した（29頁）。ここには、日米安保条約を所与のものとして対応する姿勢が浮かび上がっていた。

続いて、高木八尺（東京大学名誉教授、米国憲政史）は、「日本の行くべき道についての一つの考え」で、「（日本が）徒らに米国の政策に追随し、ひたすらその支持を集める態度は、（日本が）真の友邦としての責務を果たすものとは言い難い。」と述べた。その上で彼は、「（改定安保条約の）事前協議の交換文書の拡大解釈を改め、きわめて厳格に解釈して、一新した主張を取てすることとすれば、軍事行動の拠点としての在日米軍基地に関し米国に重大な反省の機会を作ることになるであろう（軍用物資運搬の米軍舟艇乗組員の問題も、これにつらなると思われる。）」と、やはり安保条約の存在を前提とした上での対米関係の見直しを訴えていた（37頁）。

さらに、石本泰雄（大阪市立大学教授、国際法学者）は、「日米安保条約とヴェトナム戦争」で、「現に米国がベトナムでとりつつある武力行為」が、「エスカレーションの危険を多分にはらむ性格のものである以上、日本政府が、安保条約第4条に基づいて、米国に対し協議の要請をする時期を逸しないようにされたい」と主張した。さらには、「具体的な提案」として、「日本政府は、現在のベトナムにおける事態が、まかりまちがえば米中間の武力衝突を生む勢いをもっていることを直視し、かりにもそのような武力衝突が生じた場合には、日本は絶対にその紛争には巻き込まれないという立場を堅持し、日本にある米軍基地は断じてその際の武力行使には利用することを認めないという態度を、今ただちに公の声明の形で、（佐藤）首相みずからが内外に向かい宣明すること」である、と述べていた（65頁）。

実は石本は、改定安保条約が成立した直後、『世界』の1960年8月号に寄稿した「疑惑をました既成事実」という論文で、「（日米）軍事同盟体制の解消の修正でなくて解体の方向に（日本の）外交政策を転換すること」を要求していた（75頁）。それが、1965年の論文では、日米安保条約の廃棄を求めることなく、日本がベトナム戦争に巻き込まれるのを回避する途を論じていた。そして他方の日本政府も、ベトナムに出撃する米軍への物資の補給及び日本国内の病院等の施設における傷病兵の治療・看護等の「後方支援」に徹し、自衛隊のベトナムへの派遣には踏み切らなかった。

13 結論

吉野源三郎（改定安保条約の締結前後の時期に『世界』の編集長を務めていた）は、後年、「批判的言論は、それだけでは政治的な力にならず、「それが政治的な目的を貫徹するためには政治的な力に転化しなければなら」ないと語っていた⁽¹⁷⁾。こうした方針の下で、当時の『世界』が安保条約の改定に対して掲げた主張は、改定阻止論、条件付き容認論、時期尚早論、日本中立論、国連による保障論、国民投票・請願の実現論など、多岐に及んだ。しかし、それらはいずれも、日本の安全を外部の軍事力に依拠するという枠組みから脱することができず、米国との軍事協力による安全保障政策を否定し得なかった。それはさらに、安保改定問題に関する学者・言論人が「互いを狙い撃ちする」⁽¹⁸⁾という分裂状態を誘発するに至った。

こうした『世界』の姿勢は、改定安保条約の成立後も、日米安保条約の存在を前提とした上でのベトナム戦争回避論となって表れた。このような状況に触れて、安江良介（前出）は、後に「安保（改定）そのものについて言えば、やはり（『世界』の）敗北だったかもしれないが、政治的には、岸政権が倒れたのだから勝利です。」と語っている⁽¹⁹⁾。しかし、『世界』の提示した一連の主張は、結局、日米安保条約に基づく同盟関係の継続を助長する効果しか持ち得なかった。「改定安保条約で米国の対日防衛義務を実現することにより日米両国の関係を対等化する」という当面の目標を達成した岸首相と、「ベトナム戦争への軍事面での介入を回避する」という佐藤政権の方針と、『世界』の安保条約に対する方針は、本質的に軌を一にしていたからである。

(17) 大江健三郎・安江良介（対談）『「世界」の40年一戦後を見直す、そしていまー』岩波書店、1984年、38頁。

(18) George R. Packard III, *Protest in Tokyo: The Security Crisis of 1960*, Princeton University Press, Princeton, 1966. p30.

(19) 毎日新聞社編『岩波書店と文藝春秋』、毎日新聞社、1996年、213頁。

〔抄 録〕

旧安保条約の改定に際して『世界』は、「批判的な言論は、政治的な目的を貫徹するためには、政治的な力に転化しなければならない」との方針で臨んだ。それに基づき、同誌が掲げた安保改定に対する主張は、改定阻止論、条件付き容認論、時期尚早論、日本中立論、国連による保障論、国民投票・請願の実現論など、多岐に及んだ。しかし、それらはいずれも、日本の安全を外部の軍事力に依拠するという枠組みから脱することができず、米国との軍事協力による安全保障政策を否定し得なかった。

こうした同誌の姿勢は、改定安保条約の成立後も、日米安保条約の存在を前提とした上でのベトナム戦争回避論となって表れた。その結果、同誌の提示した一連の主張は、日米安保条約に基づく同盟関係の継続を助長する効果しか持ち得なかった。「改定安保条約で米国の対日防衛義務を実現することにより日米両国の関係を対等化する」という当面の目的を達成した岸首相と、「ベトナム戦争への軍事面での介入を回避する」という佐藤政権の方針と、『世界』の改定安保条約に対する方針は、本質的に軌を一にしていたからである。